

軌 間	単 線		複 線		計	
	併用軌道	新設軌道	併用軌道	新設軌道	併用軌道	新設軌道
0.606	11,891	6,353	—	—	11,891	6,353
0.762	30,891	8,218	—	—	30,891	8,218
1.067	149,522	123,759	267,923	19,055	417,445	142,814
1.372	1,500	65	260,863	24,477	262,363	24,542
1.435	20,819	48,955	361,514	280,753	382,333	329,708
計	214,623	187,350	890,300	324,285	1,104,923	511,635

(2) 企業主体別営業キロ程表

企 業 主 体	事 業 者 数	営業キロ程
公 営	18	806.0
社 組 織	38	784.5

(3) 運輸数量

旅 客	手 荷 物	小 荷 物	貨 物
千人	千kg	千kg	t
3,255,207	4,948	6,251	746,531

(4) 運輸収入 単位 千円

旅 客	手荷物	小荷物	郵便物	貨 物	雑収入	計
32,406,630	9,853	18,642	1,434	136,505	1,045,068	33,618,132

(岡田 稔)

きどううんてんきそく 軌道運輸規則 軌道の運転保安に関することを定めた規則(昭和29・4・30運輸省令第22号)で、従来あった軌道運輸信号保安規程を廃止して、そのかわりに制定されたものである。

1 沿 革 軌道法第14条に「軌道の建設、運輸、運転、係員および会計に関する規程は命令をもってこれを定む」とあり、この条文にもとづき軌道の運転を規制して、軌道の輸送を安全正確かつ迅速に行わしめる目的で、大正12年に鉄道省令で軌道運輸信号保安規程が制定された。その後昭和5年第13条の車両標記に等級・旅客定員・荷重および自重を加え、第18条中マイルをkmに改め、また昭和9年に「第18条併用軌道における車両の運転速度は動力制動機を装置せる車両にありては1時間平均25km、最高35km、その他の車両にありては平均16km、最高24kmをこえることを得ず。」と規定し制動機の種別により速度を区別した。昭和25年に地方鉄道運輸規則が改正され第4条で標準勾配(こうばい)の意味を定めたので、軌道運輸信号保安規程第46条の標準勾配に対してもこれを準用するように一部を改めた。

昭和29・4に上記の規程を全面的に改正して名称も軌道運輸規則と改めた。

2 内 容

(1) 第1章総則でこの規則の目的、適用方、細則の制定、例外の取扱およびその他の事務手続、従事員の指導監督に関すること等を規定している。

ア 目 的 この規則は軌道の運転を規律して輸送を安全・正確かつ迅速に行うことにより、その使命の達成を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

イ 適用範囲 軌道には新設軌道と併用軌道とあり、新設軌道中には大阪地方にある高速度のものが多く含まれていて、地方鉄道の運輸規則を準用して何ら支障なく、むしろ設備において地方鉄道より優れたものもある状態である。この現状に適するように規則を適用するため新設軌道に対して地方鉄道運輸規則の条文を準用し、新設軌道のみの線区は全部地方鉄道運輸規則を準用し、新設軌道と併用軌道とが交互にある線区における新設軌道の運転については、地方鉄道運輸規則を準用するかまたは運輸大臣の許可を受けて併用軌道の規則を適用することになっている。

ウ 例外取扱の許可 軌道は市内・郊外または乗客の多少等によってその設備、車両の運用等が種々異なった事情にあるので、この規則に定めてない取扱をしなければならないことがある。この場合は運輸大臣の許可を受けなければならない。この許可には条件および期限を付することができる。また許可を受けた事項を廃止しようとするときは、その旨ならびに廃止の事由および実施期日を、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。

エ 細則の制定届出 軌道経営者はその施設および車両の整備ならびに運輸取扱に関し、運輸規則に定めてある事項および例外取扱の許可を受けた事項を実施するために必要な細則を定め、その実施期日とともに、実施前に運輸大臣に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも同様である。またこの細則は、運輸大臣が施設および車両の整備ならびに運輸取扱に関し基準を定めたときは、これにしたがって定めなければならない。軌道経営者は例外取扱の許可の申請書または届出書は所管陸運局長を経由して提出しなければならない。

オ 従事員の指導監督 運転の安全確保、知識技能の保有、心身異常の場合の処置、係員に対する監督等について定めてある。

(2) 第2章は施設および車両の保守に関する規定であって、この章は地方鉄道運輸規則とだいたい同様な取扱を規定してある。項目を挙げるとつぎのとおりである。

ア 施 設

線路の整備、本線路の巡視、軌道の検査、線路建造物の検査、新設線路休止線路等の検査、電力設備の整備、電車線路の巡視、電力設備の検査、新設電力設備休止電力設備等の検査、保安装置、通信設備、絶縁抵抗および絶縁耐力試験、電力設備等の計器の検査、検査および試験の記録、障害物等について規定してある。

イ 車 両

車両の整備、製作車両等の検査、車両の全般検査、蒸気機関車等の重要部検査、蒸気機関車等の各部の状態および作用の検査、電気機関車等の重要部検査、電気機関車等の各部の状態および作用の検査、内燃機関車等の重要部検査、内燃機関車等の各部の状態および作用の検査、客貨車の空気制動機の検査、客貨車各部の状態および作用の検査、車両の要部の検査、絶縁抵抗試験、水圧試験、絶縁耐力試験、消火用具の備付、車両検査の標記、計器検査の標記、検査および試験の記録、車両の標記等について規定してある。

(3) 第3章は運転の取扱に関する規定で鉄道の運輸規則と大分異なった取扱を定めている。その特記事項を挙げるとつぎのとおりである。

ア 連結車両の長さを制限している。一般の交通に係するので、連結した車両の全長を、故障となった車両を収容し、または回送する場合のほかは30m以内に制限している。

イ 車両の最高速度および平均速度を制限している 車両の運転速度は動力制動機を備えたものにあつては、最高速度は毎時40km以下、平均速度は毎時30km以下とし、その他のものにあつては、最高速度は毎時25km以下、平均速度は毎時16km以下と規定してある。

ウ 追従する場合の運転速度および車両間の距離 車両が他の車両に追従する場合であつて、先行車両との距離が100m以